青色申告会の記帳指導を受けてみませんか？

無料！

記帳・決算で分からないこと！

青色申告会で

相談してみませんか？

平成 26 年 1 月から
記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

個人で事業や不動産貸付等を行う**全ての方**は
記帳と帳簿等の保存が必要になります！！

【お申込み・お問合わせ】

(一社)江戸川北青色申告会

(住所)　江戸川区松江 2-23-13

(電話)　03-3656-0621

◆ 都営バス下記各バス停より
「東小松川 1 丁目」「松江」「中央通り」徒歩 5 分